

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)	(抄)	1
○電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)	(抄)	1

○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）
（学科試験の免除）

第九条（略）

2（略）

3 学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除する。

○電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）（抄）

（電気工事士試験）

第六条（略）

2・3（略）

4 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

5（略）